

受注拡大や設備導入を支援 各種補助制度を実施

圏工業振興企業誘致課 ☎70・5661

市内中小企業の持続的な事業展開を支援するため、各種補助制度を実施します。

①受注拡大への支援

企業パンフレットの作成やホームページ開設など、受注拡大に必要な費用の一部を補助します。補助額は対象となる経費の3分の2以内で、上限は20万円です。

②事業拡大に向けた設備導入への支援

設備導入に必要な費用の一部を補助します。補助対象は、生産性向上や合理化のために必要な300万円以上の機械器具装置などの購入費用です。補助額は対象となる経費の3分の2以内で、上限は300万円です。

各期限までに申請を

同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、①は4月16日～来年1月31日②は4月20日～5月10日に同課へ直接(①は予算額到達時点で受け付け終了、②は抽選)。申請内容により、受け付けできない場合もあります。

■65歳以上の方の介護保険料(30～32年度)

段階	対象	年額	
1	生活保護受給者、世帯員全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市民税非課税者で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	2万3300円	
2	世帯員全員が市民税非課税者	80万円超120万円以下	3万5000円
3		120万円超	3万9100円
4		80万円以下	5万2500円
5		80万円超	5万8300円
6		本人が市民税課税者	120万円未満
7	120万円以上 200万円未満		7万2900円
8	200万円以上 300万円未満		8万7400円
9	300万円以上 400万円未満		9万3300円
10	400万円以上 500万円未満		9万9100円
11	500万円以上 600万円未満		10万4900円
12	600万円以上 700万円未満		11万700円
13	700万円以上 800万円未満		11万6600円
14	800万円以上 900万円未満		12万2400円
15	900万円以上1000万円未満		12万8200円
16	1000万円以上		13万4100円

※第1～5段階は、課税年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金などに係る雑所得と土地の売却収入など、長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です
※第6～16段階は、合計所得金額から土地の売却収入など、長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です

みんなので支える介護 保険料と一部制度変更

圏高齢介護課 ☎70・5636

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費により、介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護や介護予防が必要と認定

されたときには、原則として費用の1割か2割を支払って、サービスを利用します。65歳以上の方の保険料は3年ごとに直してお

り、30～32年度は表のとおり決定しました。30年度からの3か年では、より一層高齢化が進むという推計から、介護保険サービスを利用する方が増加する見込みです。サービス利用者に伴い、市がサービス事業者を支払う保険給付費も増加することから、

費用の一部を賄う保険料は増額となっています。個人ごとの保険料は、6月中旬に郵便でお知らせします。

8月からの改正
一定以上の所得者は
利用者負担が3割に

65歳以上で合計所得金額が220万円以上の方や、収入が公的年金のみの方でその額が344万円以上になる場合の、自己負担の割合が2割から3割に引き上げられます。65歳以上の世帯員の年金収入とその他の所得金額の合計が単身で340万円未満か、2人以上で436万円未満の場合には、1割か2割負担になります。詳しくは、市ホームページを見るか同課へ問い合わせてください。

ブロック塀、 木造住宅など 耐震化費用 を補助

圏建築課 ☎70・5632

危険なブロック塀など

地震などによる災害を未然に防止するために、危険なブロック塀などを撤去したり、撤去後に安全な工作物を設置したりする費用の一部を補助します。▼対象要件 所定のブロック塀等点検表により、

危険性があると認められるブロック塀などを所有や管理している方で、次の項目全てに該当①通り抜けできない道路に面している②市税を滞納していない③高さ60cmを超えるもので、撤去するか、撤去後に安全な工作物を設置する工事④市内施工業者が行う工事⑤着工予定の工事(着手済みは対象外)▼補助金額 標準額により算出した額が耐震化に要する経費(業者見積もり)のいずれか少ない額の2分の1(千円未満は切り捨て)で、1件30万円まで(撤去10万円、設置20万円)▼その他 他の助成を受けて行う工事と、販売を目的とした工事などは対象外

木造住宅

耐震診断費用や、強度不足と判定された場合の、耐震設計費と改修費や耐震シェルター設置の費用を表のとおり補助します(いずれも上限あり)。▼対象者 市内在住で市税の滞納がない方▼対象住宅 次の項目全てに該当①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅、二世帯住宅、店舗・事務所兼用住宅(昭和56年6月1日以降に増築工事に着手し、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1未満の木造住宅を含む)②地上2階建て以下で在来工法による木造住宅③市民自らが所有し

補助項目	補助率	補助上限額
耐震診断	2/3	4万円
耐震設計	2/3	8万円
耐震改修	2/3	100万円
工事監理	2/3	6万円
耐震シェルター設置	2/3	18万円

※耐震設計、耐震改修、工事監理や耐震シェルター設置は、耐震診断の結果で総合評点1.0未満が対象

居住する住宅▼その他▼算の範囲内で申込順に受け付けますので、早めに申し込んでください▼市からの直接訪問や、電話による耐震診断などの勧誘はしていません。悪質商法に注意してください

展示や読み聞かせを開催 布えほん展・おはなし会

圏図書館 ☎77・8191



布えほん展

4月23日(月)～5月12日(土) 9時～19時、図書館で布えほん展を開催します(土・日曜日、祝日は17時まで)。ボランティアグループ「ちくちくの会」の協力で、手作りの布えほんや布おもちゃを展示します。



こどもの読書週間 おはなし会・春のおはなし会

4月29日(日・祝) 11時～11時45分、中央公民館で「こどもの読書週間おはなし会・春のおはなし会」を開催します。同週間に合わせ、春にちなんだ絵本の読み聞かせなどを行います。幼児～小学校低学年対象。

